

食安輸発0423第1号  
平成27年4月23日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

オーストラリア産牛肉（内臓を含む。）の取扱いについて

標記については、平成25年4月10日付け食安輸発0410第1号により、製造者 GBP Pty Ltd (EST 224)において処理された牛肉（内臓を含む。）に関して取り扱っているところです。

今般、オーストラリア政府から当該施設における腸管出血性大腸菌検出に係る原因究明および再発防止策が提出されたこと及びこれまでの検査実績を踏まえ、上記通知を廃止し、通常の見守り体制とするので、御了知の上、関係者への周知方よろしく申し上げます。